

第9節 その他突発的事故災害対策計画

所 管 危機管理監 福祉健康局 消防局 関係各局

1 基本方針

不発弾処理、テロ行為、その他大規模な突発的事故（以下「その他突発的事故」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、関係機関が緊密な連携を図り、被害の拡大を防止し、住民の生命、財産の安全を確保する。

2 関係機関の対策措置

（1）関係機関

県、警察、市、消防機関、保健所その他関係機関

（2）応急対策

ア 関係機関は相互に連携協力して、情報の収集伝達、救出、消防・救急、医療救護、行方不明者の捜索などの災害応急対策を実施する。

イ 警察機関及び道路管理者は、災害の拡大防止及び交通確保のため、必要な交通規制を実施する。

ウ 関係機関は、円滑、迅速な応急対策を実施するため、必要に応じて協議の上、現地合同本部等を設置する。

3 市の対策措置

（1）情報の収集伝達

① 防災関係機関との情報伝達

市（関係局課）及び消防局は、関係者等からその他突発的事故が発生し、又は発生するおそれがある旨通報があった場合は、情報の収集に努めるとともに、把握した情報を関係機関へ連絡し、災害応急対策の調整等を行う。

② 市民等への情報伝達

その他突発的事故が発生したときは、市は、関係機関と連携して、被災者家族に対し情報を提供するとともに、地域住民等に対し正確な情報を迅速に提供し混乱を防止するため、報道機関、ホームページ、金沢ぼうさいドットコム、同報防災無線及び広報車等により、情報の周知、伝達を行う。

ア その他突発的事故の状況及び避難情報

イ 被災者等の安否情報

- ウ 医療救護等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要事項

(2) 組織体制

市長は、その他突発的・事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

市長は、必要に応じて県及び関係機関に応援協力を要請（自衛隊派遣要求を含む。）する。

(3) 救出活動、消防・救急活動

市は、風水害等災害対策計画第3章第9節「消防・救急活動」及び第11節「救出・救助活動」に定めるところにより、救出活動、消防・救急活動を実施する。

救助・救急活動の詳細は、消防局が定める「集団救急事故活動計画」によることとする（事故災害対策計画第2章第1節³（4）「救助・救急活動」参照）。

(4) 医療救護活動、行方不明者の捜索、遺体処理・埋葬

風水害等災害対策計画第3章第18節「災害医療及び救急医療」及び第12節「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」に定めるところにより、医療救護活動、行方不明者の捜索、遺体処理・埋葬等を実施する。

死傷者が発生した場合、医療機関、保健所等で編成する医療班を現地に派遣し、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。